

## 追加資料

### 協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、各町の農業委員会で  
も次のとおり協議を進めている。

#### 1 「農業委員会調整会議」の設立

合併協議会の農委部会における各町の農業委員会事務局長の協議の結果、  
農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについては、秋田県農業会議の  
助言もあることから、各町農業委員会の会長、職務代理人、事務局長を構成  
員とする「農業委員会調整会議」を設けて協議をすることとし、平成16年  
2月26日に設立された。

#### 2 協議内容

協議により、次のように意見が集約された。

新市に1つの農業委員会を置く。

4町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する  
法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き  
続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

新市の選挙による委員の定数は30人とする。

鷹巣町2、合川町1、森吉町2、阿仁町1の選挙区を設置することと  
し、選挙区ごとの委員の定数は選挙人の数により調整する。

#### 3 協議内容の取扱い

集約された意見は、各町の農業委員会の委員の了解を得た上で、合併協議  
会へも要望していくこととされた。